

	号外	定価1部2円	人員確保闘争が本格化！各支部・分会からも分会基礎調査結果をもとに職場からの要求を強化しよう！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

7.7 人員確保闘争本格スタート

「人員確保要求書」提出、当局姿勢を質す

任期付職員経験者選考採用要請書・各支部決議文(137分会)も提出 本格化する組織・定数要求見据え職場からの要求強化がカギ

7月7日、県職労は44項目からなる知事あて「人員確保に関する要求書」を佐藤人事課長に提出し、現時点での見解を質した。併せて、今年度の任期付職員の任期の定めのない選考採用が行われるに当たり、選考採用枠の拡大及び勤務実績に十分考慮した採用を求める要請書に6月に取り組んだ職場決議(137分会)を添えて提出、改善を求めた。



佐藤人事課長(左)に要求書を提出する小野委員長

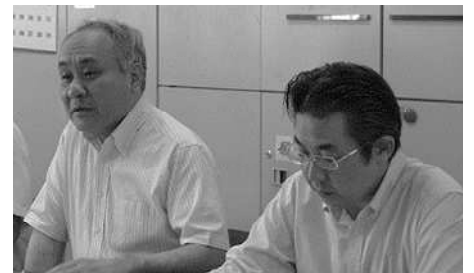


職場実態を訴える小野委員長(左)

人員確保に関し、佐藤人事課長は「現在、特別募集の選考を行っている。他県応援職員や任期付職員の確保などあらゆる対策に努める」「各職場の人員要求は各部局と意見交換していく」との姿勢にとどまったことから、大規模欠員が解消されておらず職員は疲弊していること、専門職の確保に向け一層の対策を求めた。

任期付職員の任期の定めのない職員の選考採用に関しては「経験者の採用は貴重な即戦力となり得ることは認識している。能力実証は適切に実施していく」との姿勢にとどまったことから、改めて欠員の早期解消、任期付職員の実務経験を活かす観点から、採用枠拡大を強く要望した。

最後に小野中央執行委員長から、改めて人員確保や年齢等の各種バランスを考慮した人員配置を強く要請し、佐藤人事課長から「切実な要求は承った。あらゆる手段で取り組む」との回答を引き出し、要請を終了した。今後、当局による組織・定数要求が本格化するなか、現場からの要求強化が重要となる。各支部・分会での人員確保に向けた取り組み強化をお願いする。



基本姿勢を示す佐藤人事課長(左)

連合岩手 地方行政・地方公務員確保の財政強化を県議会に請願 7.7 6月定例県議会で採択・政府への意見書提出へ

自治労県本部と県職労は、来年度の政府の地方財政対策の拡充を求めるべく、連合岩手に要請のうえ、県議会に対して請願を行った（請願の概要は枠内のとおり）。これは、6月9日に政府が閣議決定した「骨太方針 2017」で一層の地方財政改革（歳出削減・更なる民間委託の推進）を行うとしており、政府主導の地方財政歳出の削減・地方公務員に対する一層の合理化が懸念される。加えて、臨時・非常勤職員の任用の在り方及び処遇改善（期末手当の支給等）を柱とした改正地公法が2020年度から施行される

（詳細は下段に掲載）ことに伴い、国による地方財政対策の強化が必要となることから、地方財政確立と地方自治体の人材確保の観点から請願に踏み切った。7月7日に全会一致で採択され、政府に意見書が提出された。県職労は、引き続き真の地方自治確立のため、制度政策要求を進めていく。

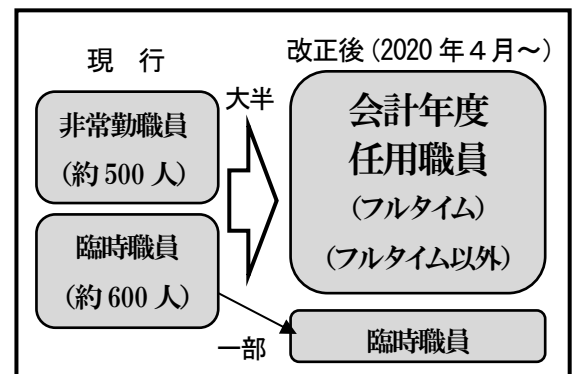
【請願の概要（政府への意見書提出事項）】

- 1 東日本大震災・台風10号災害からの復旧復興、社会保障、災害対策など増大する自治体の財政需要を踏まえた地方一般財源総額の確保
- 2 地方交付税の財源保障機能の強化。地方交付税原資の更なる確保（国税4税の法定率引き上げ）
- 3 公務運営維持のため、任期の定めのない常勤職員の確保のための地方財政措置の拡充。臨時・非常勤職員の処遇改善に係る地方財政措置の実施

注目！ ~3年後には臨時・非常勤職員の在り方が大幅に変わる~
柱は「任用の明確化」と「処遇改善」
職場での混乱（採用数の抑制等）・不利益生じないように対策強化

5月17日、臨時・非常勤職員の任用の明確化と処遇改善を柱とした改正地方公務員法が公布され、3年後の2020年4月に施行される。これに伴い、各職場で任用している臨時・非常勤職員の大部分が「会計年度任用職員」に任用が切り替わる見込みとなる。さらに、フルタイムの職員には期末手当等（任用期間に応じて退職金）が支給可能となるほか、フルタイム以外でも期末手当を支給できることとされた。当面する課題は財源確保とともに、採用抑制等による職場への

混乱と現行の臨時非常勤職員への不利益の回避だ。国会では自治労組織内議員（又市征治社民党幹事長など）が問題追及し、政府から「財政上の制約を理由とした処遇の引下げは法の趣旨に沿わない」「地方公共団体の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を維持」するとの見解を引出している。当局は、今年度中に各所属の臨時・非常勤職員の実態調査をし、来年度中を目途に制度設計を行う予定だ。県職労も動向を注視し、職場での混乱や不利益が生じないように対策を強化していく。



7.31まで 被用者年金の標準報酬制・定時決定の年間平均による保険者算定の申し出

2015年10月からの被用者年金の一元化に伴い、掛金設定に標準報酬制が導入され、本年9月以降の標準報酬額は4~6月の3カ月間の報酬平均で決定される。しかし、諸事情（超過勤務手当の支給等）により通常の算定方法では著しく不当となる場合には、年間報酬の平均で算定（保険者算定）し、決定される（具体的にはそれぞれの算定で2等級以上の差がある場合）。7月11日から給与システムで書類の出力ができる（6/23付地共済県支部の通知を参照）。該当する方は忘れずに申し出を。